

災害時等における地域の安心の確保等に関する協定の締結について

障害福祉課
子ども未来課

＜協定の目的＞

○災害発生時等や平常時において、子ども、障害者、高齢者など支援を要する地域住民の安心を確保する。

＜協定の相手＞

- 和歌山県知的障害者施設協会 (会員: 44施設) → R7.1.1 49施設
- 和歌山県療養施設連絡協議会 (会員: 4施設)
- 和歌山県児童福祉施設連絡協議会 (会員: 24施設) 25

＜協定の内容＞ 和歌山県知的障害者施設協会、和歌山県療養施設連絡協議会及び和歌山県児童福祉施設連絡協議会の役割 (第1条)

- 下記事項の協力を会員に要請
- ①災害発生時等における要援護者の受入れ。
 - ②災害発生時等における地域の人的・物的被災状況の把握、障害者福祉施設等への職員派遣。
 - ③平常時の日常業務中に、地域における子ども、障害者、高齢者等への見守り活動等及び異変等の連絡。
(市町村の見守り体制への協力)
 - ④協議会の会員施設と市町村との協定等の締結促進

＜協定の内容＞ 和歌山県の役割 (第2条)

- 下記事項について、市町村等の関係機関と連携し、助言調整等を実施
- ①協会・協議会の会員施設と市町村との協定等の締結促進への支援
 - ②施設に受け入れた要援護者の早期の在宅復帰支援
 - ③協会・協議会の会員施設からの要請を受け、災害ボランティア、他施設職員の派遣の調整

